

「生命保険料控除制度」について

一定の要件を満たした生命保険の保険料は、生命保険料控除の対象となります。

生命保険料控除については、平成24年1月1日以降に新たに契約した生命保険を対象とする制度（以下、新制度）と平成23年12月31日以前に契約した生命保険を対象とする制度（以下、旧制度）があります。

● 年間保険料と控除される額 ●

新制度

- 平成24年1月1日以降のご契約
(一般・年金・介護医療それぞれに適用)

・ 所得税の生命保険料控除額

年間の支払保険料等	控除金額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

一般・年金・介護医療あわせて120,000円が限度

・ 住民税の生命保険料控除額

年間の支払保険料等	控除金額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

一般・年金・介護医療あわせて70,000円が限度

旧制度

- 平成23年12月31日以前のご契約
(一般・年金それぞれに適用)

・ 所得税の生命保険料控除額

年間の支払保険料等	控除金額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

一般・年金あわせて100,000円が限度

・ 住民税の生命保険料控除額

年間の支払保険料等	控除金額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

一般・年金あわせて70,000円が限度

※一定の条件を満たした「個人年金保険料税制適格特約」を付加した個人年金保険の保険料は、「個人年金保険料控除」の対象になります。個人年金保険で「個人年金保険料税制適格特約」を付加していない場合や変額個人年金保険は、一般の生命保険料控除の対象です。

● 新旧制度の適用限度額 ●

新制度

平成24年1月1日以降のご契約

控除の種類	控除限度額	
	所得税	住民税
一般生命保険料控除	4万円	2.8万円
介護医療保険料控除	4万円	2.8万円
個人年金保険料控除	4万円	2.8万円
適用限度額合計	12万円	7万円

旧制度

平成23年12月31日以前のご契約

控除の種類	控除限度額	
	所得税	住民税
一般生命保険料控除	5万円	3.5万円
個人年金保険料控除	5万円	3.5万円
適用限度額合計	10万円	7万円

【新制度適用におけるご留意点】

- ・平成23年12月31日以前のご契約を平成24年1月1日以降に、「保障の見直し」「更新」「転換」「特約の中途付加」などを行った場合は、変更した日に新たに締結されたものとみなして新制度が適用されます。
- ・死亡保障と介護・医療保障を兼ねた組込型保険については、法令などに基づき一定の要件を満たす場合に「介護医療保険料控除」の対象となります。
- ・平成24年1月1日以後に契約締結した生命保険契約等のうち、身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる特約等に係る保険料は、生命保険料控除の対象外になります。
- ・旧制度適用対象契約と新制度適用対象契約の双方をご契約されている場合、新旧両制度を併用することができますが、合計した適用限度額は所得税12万円、住民税7万円です。

●生命保険料控除を受けた場合の税金軽減額の目安

一定の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合には、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」、「個人年金保険料控除」を受けることができます。それぞれの控除の適用限度額は、所得税4万円(合計12万円)、住民税2.8万円(合計7万円)です。

下表は契約日が平成24年1月1日以降のご契約で、世帯主が会社員の場合に生命保険料控除を受けた場合を事例としています。所得税・住民税の軽減額の目安としてください。

家族構成	年間収入金額 (給与収入)	軽減額合計 (①+②)	※所得税12万円、住民税7万円 の生命保険料控除を受けた場合		軽減額合計 (①+②)	※所得税4万円、住民税2.8万円 の生命保険料控除を受けた場合	
			所得税 軽減額(①)	住民税 軽減額(②)		所得税 軽減額(①)	住民税 軽減額(②)
独身者	400万円	13,000円	6,000円	7,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	19,000円	12,000円	7,000円	6,800円	4,000円	2,800円
	800万円	31,000円	24,000円	7,000円	10,800円	8,000円	2,800円
	1,000万円	31,000円	24,000円	7,000円	10,800円	8,000円	2,800円
夫婦のみ	400万円	13,000円	6,000円	7,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	19,000円	12,000円	7,000円	6,800円	4,000円	2,800円
	800万円	31,000円	24,000円	7,000円	10,800円	8,000円	2,800円
	1,000万円	31,000円	24,000円	7,000円	10,800円	8,000円	2,800円
夫婦と子1人 (子は大学生の場合)	400万円	13,000円	6,000円	7,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	13,000円	6,000円	7,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	800万円	31,000円	24,000円	7,000円	10,800円	8,000円	2,800円
	1,000万円	31,000円	24,000円	7,000円	10,800円	8,000円	2,800円
夫婦と子2人 (子は大学生と高校生 の場合)	400万円	13,000円	6,000円	7,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	13,000円	6,000円	7,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	800万円	19,000円	12,000円	7,000円	6,800円	4,000円	2,800円
	1,000万円	31,000円	24,000円	7,000円	10,800円	8,000円	2,800円

【出典先】生命保険文化センター「生命保険と税金の知識(2016年1月改訂)」より図表参照。

※夫婦はいずれか1人が年収を得ているケース。16歳未満の子供は扶養控除に該当しないため、その子供を除いて家族構成をみています。

※当資料の所得税および住民税の軽減額は目安であり、実際の状況によって異なることがあります。

※当資料に記載の税務上の取扱いにつきましては、2016年6月現在の税制に基づいております。将来税制が変更され、税務上の取扱いが変わる場合もございます。個別の取扱い等につきましては、所轄の税務署、税理士等にご確認ください。

【お問い合わせ先】

【資料作成】

マニライフ生命保険株式会社

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

マニライフ生命コールセンター ☎0120-063-730

受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)